

柳井市複合図書館カフェ運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

柳井市では、令和6年度春開館予定の柳井市複合図書館において、来館者の利便性とサービスの向上を図るため、カフェの設置を予定している。

この実施要領は、来館者のニーズに合った商品やサービスの提供ができる魅力あるカフェの設置及び継続して運営することができる出店事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 公募事項

- (1) 業務名称 柳井市複合図書館カフェ設置及び運営業務
- (2) 業務場所 柳井市立柳井図書館（柳井市柳井 3776-2）※令和6年度春開館予定
- (3) 業務内容 ①カフェの設置及び運営
②飲食物等の調理及び販売
※詳細は別紙「柳井市複合図書館カフェ運営事業者募集に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 選定スケジュール

項目	日程
公告・プロポーザル公募開始	令和5年6月 8日（木）
参加表明書の提出期限	令和5年6月22日（木）午後5時
参加資格審査結果通知	令和5年6月26日（月）
質問書の提出期限	令和5年6月29日（木）午後5時
質問書に対する回答	令和5年7月 6日（木）
参加辞退届の提出期限	令和5年7月10日（月）午後5時
企画提案書の提出期限	令和5年7月13日（木）午後5時
ヒアリングの実施	令和5年7月26日（水）午後（予定）
選考結果の通知	令和5年7月下旬予定

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、図書館運営について理解・協力をいただける法人又は個人で、かつ次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 飲食店営業許可を得ており、現に市内で飲食店を営業していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 応募開始の日からカフェ運営候補者の選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 市区町村税を滞納している者でないこと。

5 参加表明

公募型プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
 - ①様式第1号「参加表明書」
 - ②様式第2号「営業概要等確認書」
 - ③市区町村税に滞納がない旨を証明する書類又はそれに代わるもの（提出直前1か月以内に発行されたもの）。
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和5年6月22日（木）午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限必着
- (5) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
- (6) 結果通知 提出書類等により、本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、令和5年6月26日（月）に参加資格確認結果通知書をFAX又は電子メールで通知する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 様式第3号「質問書」
- (2) 提出期限 令和5年6月29日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール
- (4) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
- (5) 回答 令和5年7月6日（木）までに参加資格のある全ての者に電子メールで回答する。なお、質問事項が重複しているもの（類似のものも含む。）は、本市が整理して回答する。また、質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れている事項への回答はしないこととする。

7 参加表明後の辞退

- (1) 提出書類 様式第4号「参加辞退届」
- (2) 提出期限 令和5年7月10日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限必着
- (4) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 様式第5号「企画提案書」
- (2) 提出部数 7部
- (2) 提出期限 令和5年7月13日(木)午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限必着
- (4) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課(柳井市役所4階)

9 提案書に関するヒアリング

提案書に関するヒアリングを下記のとおり実施する。ヒアリングに参加しない者は、失格とする。なお、実施時間、会場等の詳細は、別途電子メール等で通知する。

開催日 令和5年7月26日(水)午後～(予定)

場 所 柳井市役所(予定)

10 事業者選定及び結果通知

- (1) 柳井市複合図書館カフェ運営事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査する。審査委員会の委員構成については、ヒアリング当日まで公表しない。
- (2) 評価基準に基づく審査委員会の評価点を基に、最高点を獲得した者をカフェ運営候補者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、委員長を除く委員による多数決により選定する。
- (3) 参加者が1者のみの場合は、評価結果が一定の基準を満たしているか判断する。評価結果が一定の基準を満たしていると判断した場合は、当該参加者をカフェ運営候補者とし、満たしていないと判断した場合には、仕様書を見直し、再度公募を実施するものとする。
- (4) 審査結果は、全ての参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、各評価項目の点数及び配点並びに選定されたカフェ運営候補者以外の参加者名は、公表しない。また、審査結果に対する問合せや異議の申立ては、一切受け付けない。

11 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他

- (1) 企画提案書の作成及びヒアリングに要した経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (3) このプロポーザルによる選定は、提案内容を直ちに運営内容とするものではなく、カフェ運営候補者と柳井市が提案内容に沿って協議・調整を行い、運営内容を最終決定す

るものとする。

13 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話 0820-22-2111 (代表)

FAX 0820-23-4595

E-mail : seisakukikaku@city-yanai.jp